

よくある返戻事由(エラーコード)と対応例について

香川県国民健康保険団体連合会

「備考」欄 エラーコード=ADD0 (エーディーディーゼロ)・ADD1

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成25年4月審査分

平成25年5月1日


事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 夕陽	給	H25.5	21		5,675	A	対象年月：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
990000 △△市	0000000001 カゴ 夕陽	給	H25.5	21		5,675	A	サービス事業所番号：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
990000 △△市	0000000001 カゴ 夕陽	給	H25.5	21		5,675	A	サービス種類：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1

- 内容・
- ①ADD0 サービス事業所番号：無効もしくは事業所基本台帳に未登録
対象年月：無効もしくは事業所基本台帳に未登録
 - ②ADD1 サービスコード（サービス種類）：無効もしくはサービス台帳に未登録
サービス事業所番号（支援事業所）：無効もしくはサービス台帳に未登録

 **ポイント！ 事業所台帳、事業所基本台帳、サービス台帳**
都道府県は国保連に以下のような事業所の情報を登録しています。
事業所基本台帳・・・事業所番号、指定／基準該当等区分コード等を登録
サービス台帳・・・事業所のサービス種類ごとの届出情報等を登録
 事業所基本台帳とサービス台帳を総称して事業所台帳と呼びます。

原因・

- ADD0については、給付管理票作成時にサービス事業所の番号を誤って入力（記入）した為、都道府県が国保連へ登録している事業所台帳に該当するものがないか、または、サービス事業所の番号が変更になっているのに前の番号を入力（記入）した等の場合にエラーになります。

その他、請求明細書等を提出した事業所が、自事業所の番号を間違えた場合にエラーとなります。

ADD1については、ADD0と同様入力（記入）誤り等でエラーになったものですが、入力（記入）した事業所は事業所台帳に登録されているが取り扱っているサービス（訪問介護・訪問看護等）が違うことでエラーになったものです。

対応・

- サービス事業所番号の入力（記入）に誤りが無いか、番号が変更になっていないかなどを確認し、誤りがあれば修正して再提出します。

誤りが無い場合は、都道府県が国保連へ事業所を登録する際の誤りや登録忘れ、又は事業所が県への申請の際にサービス種類の記入誤り等の可能性がありますので、都道府県へ照会して下さい。

様式第十一

給付管理票 (平成 25 年 3 月分)

保険者番号		保険者名	
9 9 0 0 0 0		△△市	
被保険者番号		被保険者氏名	
0 0 0 0 0 0 0 0 0 1		フリガナ カゴ 知 介護 太郎	
生年月日		性別	要支援・要介護状態区分
明・大・昭 5 年 5 月 5 日		男・女	要支援 1・2 要介護 1・②・3・4・5
居宅サービス・介護予防サービス 支給限度基準額		限度額適用期間	
19480 単位/月		平成 25 年 1 月	~ 平成 25 年 12 月

作成区分	
① 居宅介護支援事業者作成 2 被保険者自己作成 3 介護予防支援事業者作成	
居宅介護/介護予防 支援事業所番号	9 9 7 0 0 0 0 0 0 0
担当介護支援専門員番号	9 9 0 0 0 0 0 1
居宅介護/介護予防 支援事業者の事業所名	□□介護事業所
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先	△△県△△市△△町1-2-3
委託 した場合	委託先の支援事業所番号 介護支援専門員番号

エラーの原因と対応

原因・
3行目の「サービス事業者の事業所名」と「事業所番号」に“C事業所”と入力（記入）するべきであったが、誤って“B事業所”と入力（記入）したため、AD D1エラーとなっています。
対応・
3行目のサービス事業所を“C事業所”と修正して再提出してください。

サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号-事業所番号)	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数
A事業所	4 8 7 0 0 0 0 0 0 1	指定・基準該当・ 地域密着	訪問介護	1 1	2 3 1 0
B事業所	4 8 7 0 0 0 0 0 0 2	指定・基準該当・ 地域密着	通所介護	1 5	1 7 4 8
B事業所	4 8 7 0 0 0 0 0 0 2	指定・基準該当・ 地域密着	短期入所生活介護	2 1	5 6 7 5
		指定・基準該当・ 地域密着			
		指定・基準該当・			

誤：B事業所
正：C事業所

国保連は、給付管理票に入力（記入）されている事業所番号が、事業所台帳（都道府県が国保連に登録している事業所の情報）に該当するか点検します。
該当する事業所がない場合**ADD0エラー**となります。

事業所台帳
(都道府県が国保連に登録している事業所の情報)

事業所名	事業所番号	サービス種類コード
A事業所	487000001	11 訪問介護
B事業所	487000002	15 通所介護
C事業所	487000003	21 短期入所生活介護

国保連は、給付管理票に入力（記入）されているサービスが事業所台帳（都道府県が国保連に登録している事業所の情報）のサービス種類コードに該当するか点検します。
該当する事業所がない場合**ADD1エラー**となります。

→ 突合を行う箇所
← 国保連が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード=ANN0 (エーエヌエヌゼロ)

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成25年4月審査分

平成25年5月1日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	H25.4	11		1,350	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANN0
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	H25.4	17		1,450	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANN0
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	H25.4			2,800	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANN0

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済

原因・該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連に登録されている場合にこのエラーとなり、原因として以下のことが考えられます。

- ① 伝送時に給付管理票の同一ファイルを複数回送信した場合。媒体（フロッピー等）に同一の給付管理票ファイルを複数回登録した場合も同じ。
- ② 伝送で、一度給付管理票を送信したが、送信後に誤りに気づき訂正して再度送信した場合。媒体（フロッピー等）も同様に、媒体に登録後、再度訂正したデータを登録した場合。
- ③ 月の途中で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変更となった場合。
この場合、制度上その月の末日時点の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターのみから給付管理票を提出することになりますが、変更前の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターも誤って給付管理票を提出した場合にこのエラーになることがあります。（月の途中で保険者が変わったため居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変わった場合等は、この条件に該当しません）
- ④ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。（誤って入力した被保険者の給付管理票を同時に提出した場合）

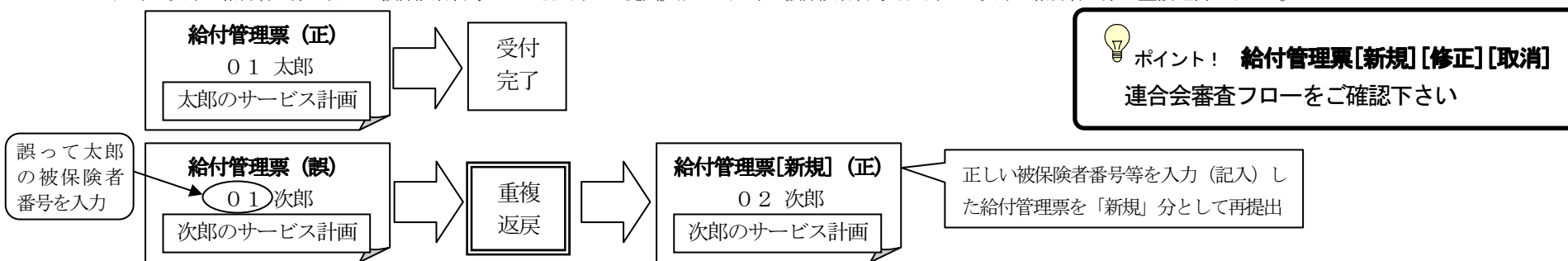


ポイント！ エラーコード=ANN0は当月分同士の重複、エラーコード=ANNJは当月分と前月以前分の重複です。

- 対応・①の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。
- ②の場合は、返戻となった給付管理票が正しいものか確認し、正しいものであれば登録された給付管理票は間違っているので翌月「修正」で提出します。返戻されたものが間違った給付管理票であれば、正しい給付管理票が登録されているので再提出の必要はありません。
- ③の場合は、月末時点の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが給付管理票を提出します。変更前の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターは給付管理票を提出できません。
- ④の場合で、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。反対に正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出してください。

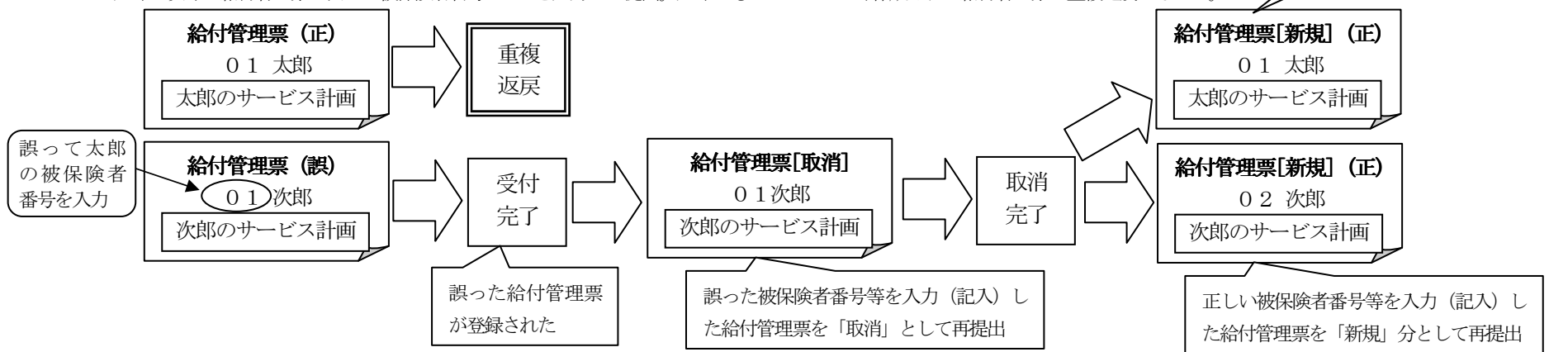
・返戻となった給付管理票が誤った被保険者番号等を入力（記入）したものである場合

太郎と次郎の給付管理票に同一の被保険者番号“01”を入力して提出。誤って太郎の被保険者番号を入力した次郎の給付管理票が重複返戻となった。



・返戻となった給付管理票が正しい被保険者番号等を入力（記入）したものである場合

太郎と次郎の給付管理票に同一の被保険者番号“01”を入力して提出。太郎のものとして正しく作成された給付管理票が重複返戻となった。



「備考」欄 エラーコード=ANN7

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成25年4月審査分

平成25年5月1日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ けん	給	H25.5	17		1,350	B	様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済	ANN7

内容・・様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済

原因・・給付管理票の「修正」を提出した月と同じ月に「サービス種類」欄に表示されているサービスの請求明細書の過誤依頼があり、本会が処理をしているため返戻となりました。

対応・・翌月に再提出をして下さい。

「備考」欄 エラーコード=ANN9

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成25年4月審査分

平成25年5月1日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かご 知	給	H25.5	11		1,000	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
990000 △△市	0000000001 かご 知	給	H25.5	15		2,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
990000 △△市	0000000001 かご 知	給	H25.5			3,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9


1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要

原因・・給付管理票を「修正」（給付管理票情報作成区分コード=2）として入力（記入）したものを提出しているが、修正の対象となる給付管理票が国保連に登録されていない場合。

給付管理票の提出もれや、提出したが返戻されている、または単純な入力（記入）間違いが考えられます。

対応・・返戻された給付管理票の保険者番号・被保険者番号・サービス年月に誤りが無い場合は、修正ではなく「新規」（給付管理票情報作成区分コード=1）分として再提出します。

 **ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]**
連合会審査フローをご確認下さい

「備考」欄 エラーコード=ANNJ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成25年4月審査分

平成25年5月1日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	H25.4	11		1,350	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	H25.4	17		1,450	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
990000 △△市	0000000001 かこ 知	給	H25.4			2,800	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済


原因・・前月以前に、該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連に登録されている場合にこのエラーとなり、原因として以下のことが考えられます。

- ① 今回請求した年月より前に、既に同一内容の給付管理票を提出していたが、誤って再度提出した場合。
- ② 給付管理票を「修正」で提出しなければならないのに、「新規」分として提出した場合。
- ③ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

対応・・①の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。

②の場合は、「修正」の給付管理票を作成して提出します。

③の場合は、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。反対に正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出してください。具体例は“エラーコード=ANN0”の対応④を参照してください。

 **ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]**
連合会審査フローをご確認下さい



ポイント！ エラーコード=ANN0は当月分同士の重複、エラーコード=ANNJは当月分と前月以前分の重複です。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000002

平成25年4月審査分

平成25年5月1日

事業所（保険者）名 B支援事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	サ	H25.4	43		1000	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	12P4
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	サ	H25.4	43		1000	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	12P4

内容・・支援事業所番号、被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）

原因・・保険者（市町村）が国保連に登録している該当の受給者の“利用者の居宅支援事業所”の番号と請求明細書を提出した事業所番号が違います。

対応・・請求した事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ請求できません。

届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に問合せください。保険者の国保連への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再提出してください。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号等を登録

「備考」欄 エラーコード=12P5

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成25年4月審査分

平成25年5月1日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000002 かこゞ ｼﾞ 吋	給	H25.4	17		2,800	B	対象年月：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 △△市	0000000002 かこゞ ｼﾞ 吋	給	H25.4	17		2,800	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 △△市	0000000002 かこゞ ｼﾞ 吋	給	H25.4	17		2,800	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	12P4
990000 △△市	0000000002 かこゞ ｼﾞ 吋	給	H25.4	17		2,800	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 △△市	0000000002 かこゞ ｼﾞ 吋	給	H25.4	17		2,800	B	計画作成区分：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 △△市	0000000002 かこゞ ｼﾞ 吋	給	H25.4			2,800	B	対象年月：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 △△市	0000000002 かこゞ ｼﾞ 吋	給	H25.4			2,800	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 △△市	0000000002 かこゞ ｼﾞ 吋	給	H25.4			2,800	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	12P4
990000 △△市	0000000002 かこゞ ｼﾞ 吋	給	H25.4			2,800	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	12P5
990000 △△市	0000000002 かこゞ ｼﾞ 吋	給	H25.4			2,800	B	計 1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。	12P5

内容・・**計画作成区分等：市町村の認定情報と不一致（作成区分）**

原因・・①保険者（市町村）が国保連に登録している受給者台帳の“居宅サービス計画作成区分”と一致しません。

②保険者（市町村）が国保連に登録している受給者台帳の“利用者の居宅サービス計画作成区分”が“自己作成”となっています。

対応・・請求した事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ請求できません。

届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会してください。保険者の国保連への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再度請求してください。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号等を登録

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成25年4月審査分

平成25年5月1日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ けん	給	H25.4			23,820	B	証記載保険者番号：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 △△市	0000000001 かこ けん	給	H25.4			23,820	B	給付管理票種別区分：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 △△市	0000000001 かこ けん	給	H25.4			23,820	B	被保険者番号：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 △△市	0000000001 かこ けん	給	H25.4			23,820	B	給付合計単位数日数：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3

1つの給付管理票につき4つのエラーがセットで出力されます。

内容・**証記載保険者番号、給付管理票種別区分、被保険者番号、給付合計単位数日数：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過**

原因・給付管理票のサービス計画合計単位数 + 償還払いのサービス利用単位数 が、保険者が国保連に登録している“利用者の要介護度”に対する「支給限度基準額」を超えているためエラーとなっています。

対応・償還払いの単位数については、利用者又は該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ確認することになりますが、このエラーの場合、給付管理票のサービス計画単位の合計が要介護度別の「支給限度基準額」を超えている場合がほとんどですので、最初に合計単位数と「支給限度額」をチェックして下さい。

「支給限度額」は、給付管理票に入力（記入）している要介護度ではなく、保険者が国保連に登録している要介護度で決定されます。そのため、給付管理票上では誤りが無い場合でもエラーとなることがありますので、利用者の要介護度も確認して下さい。

給付管理票（平成25年3月分）

保険者番号										保険者名									
9 9 0 0 0 0										△△市									
被保険者番号										被保険者氏名									
0 0 0 0 0 0 0 0 0 1										フリガナ カゴ 知 介護 太郎									
生年月日					性別					要支援・要介護状態区分									
明・大・昭 5 年 5 月 5 日					男・女					要支援 1・2 要介護 1・②・3・4・5									
居宅サービス・介護予防サービス 支給限度基準額										限度額適用期間									
19480 単位/月										平成 25 年 1 月					平成 25 年 12 月				

作成区分														
① 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成														
居宅介護/介護予防 支援事業所番号					9 9 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
担当介護支援専門員番号					9 9 0 0 0 0 0 0 1									
居宅介護/介護予防 支援事業者の事業所名					□□介護事業所									
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先					△△県△△市△△町1-2-3									
委託 した 場合	委託 先の 支援 事業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号
委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号	委託 先 の 支 援 事 業 所 番 号

居宅サービス・介護予防サービス																				
サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号-事業所番号)										指定/基準該当/ 地域密着型 サービス識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数						
A事業所	4	8	7	0	0	0	0	0	0	0	1	指定・基準該当・ 地域密着	短期入所生活介護	2 1	2 3 8 2 0					
<div data-bbox="246 989 851 1197" data-label="Complex-Block"> <p>受給者台帳 (保険者(A市)が国保連に登録している受給者の情報)</p> <table border="1"> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>被保険者名</th> <th>要介護状態区分</th> </tr> <tr> <td>000000001</td> <td>カゴ 知</td> <td>要介護2</td> </tr> </table> </div>															被保険者番号	被保険者名	要介護状態区分	000000001	カゴ 知	要介護2
被保険者番号	被保険者名	要介護状態区分																		
000000001	カゴ 知	要介護2																		
<div data-bbox="1008 1085 1680 1276" data-label="Complex-Block"> <p>保険者が国保連に登録しているカゴ 知の要介護状態区分“要介護2”の支給限度基準額19,480単位を超える23,820単位を入力(記入)しているため、12P3エラーとなります。</p> <p>誤：23820 正：19480以内</p> </div>																				
<div data-bbox="1064 1340 1635 1404" data-label="Complex-Block"> <p>合計 2 3 8 2 0</p> </div>																				

エラーの原因と対応

原因・・
要介護2の支給限度基準額19,480単位を超える23,820単位を入力(記入)しているため、**12P3エラー**となっています。

対応・・
単位数を支給限度基準額19,480単位以内になるよう修正して再提出してください。

ポイント！支給限度基準額

要支援1= 4,970単位
要支援2=10,400単位
要介護1=16,580単位
要介護2=19,480単位
要介護3=26,750単位
要介護4=30,600単位
要介護5=35,830単位

ポイント！受給者台帳

次ページをご参照ください。

→ 突合を行う箇所
← 国保連が点検時に見る箇所

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成25年4月審査分

平成25年5月1日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H25.4	15		12,240	B	給付計画単位数日数：サービス種類の合計が支給限度基準額超過	15P6
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H25.4			12,240	B	証記載保険者番号：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H25.4			12,240	B	給付管理票種別区分：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H25.4			12,240	B	被保険者番号：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H25.4			12,240	B	給付合計単位数日数：給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	12P3

内容・・給付計画単位数日数：サービス種類の合計が支給限度基準額超過

原因・・「サービス種類」欄に表示されているコードのサービスが種類別支給限度基準額を超えて設定されている場合にエラーとなります。

対応・・通常の保険者であれば、この“15P6”のエラーになれば、同時に“12P3”のエラーにもなります。対応は“エラーコード=12P3”を参照してください。

独自に「支給限度基準額」を定めている保険者であれば、“15P6”のエラーのみが表示されます。「サービス種類」欄に表示されているサービスの単位数が、保険者が定める「支給限度基準額」を超えていますので、給付管理票の単位数をチェックしてください。

「備考」欄 エラーコード=返戻・保留

平成25年5月1日

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連会

事業所（保険者）名	〇〇介護事業所
-----------	---------

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	H25.4	15		10,043	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留
△△市	かご 知								

内容・・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要
サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要（支援事業所のサービス計画費の場合）

原因・・①保留 利用者の請求明細書は提出しているが、サービス計画をまとめた給付管理票の提出がない場合または給付管理票が返戻となっている場合に、このエラーとなります。給付管理票、請求明細書共に提出は1月単位ですので、同月の給付管理票の提出が無い場合です。

国保連では、通常2ヶ月間請求情報を保留するようにしています。保留されている期間中に、該当の給付管理票が提出されれば、提出された審査年月で保留となっていた請求明細書の支払が行われます。

②返戻 保留期間内に給付管理票が提出されなければ請求明細書は返戻となります。この場合、備考欄には“返戻”と表示されます。

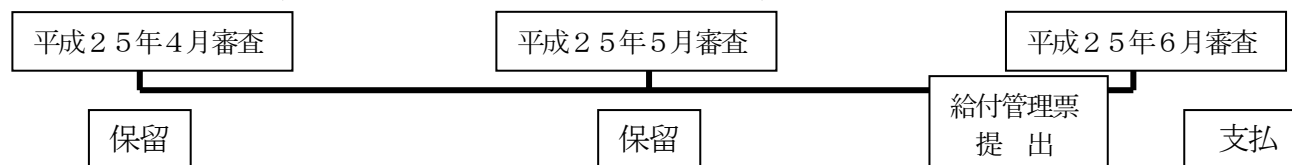
対応・・①該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を連合会へ提出するように依頼します。①の場合は、請求明細書を再請求する必要はありません。②の場合は、請求明細書を再請求する必要があります。

〔例 1〕平成25年4月審査分で「保留」となり、給付管理票が提出されなかった場合



最初に保留となった翌々月に「返戻」となります。

〔例 2〕平成25年4月審査分で「保留」となり、平成25年6月審査時に給付管理票が提出された場合



保留期間中に給付管理票が提出されれば、その月の審査対象になります。
(実際の支払は25年7月振込分です)